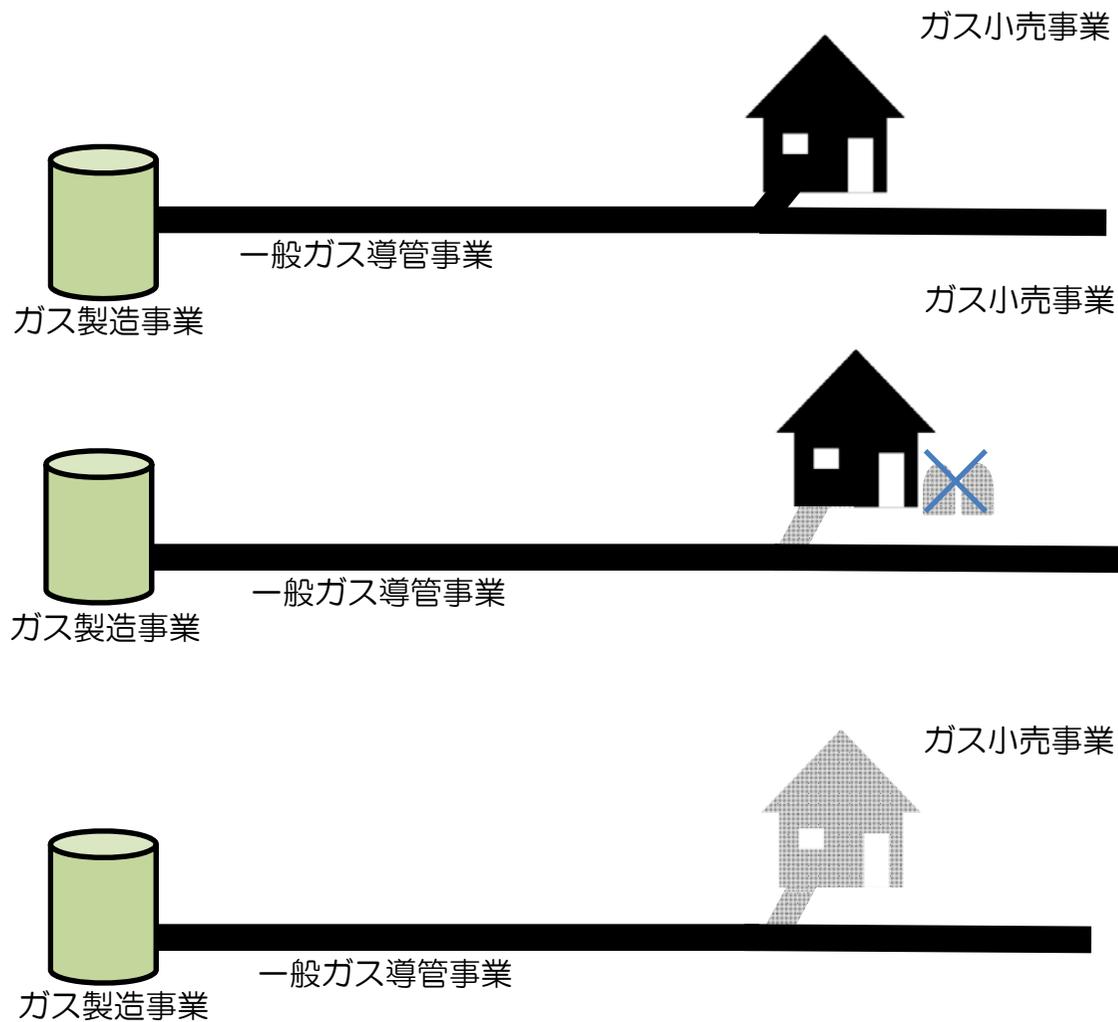


ガスシステム改革に伴う制度設計について

総合資源エネルギー調査会 基本政策分科会 ガスシステム改革小委員会
平成27年8月20日

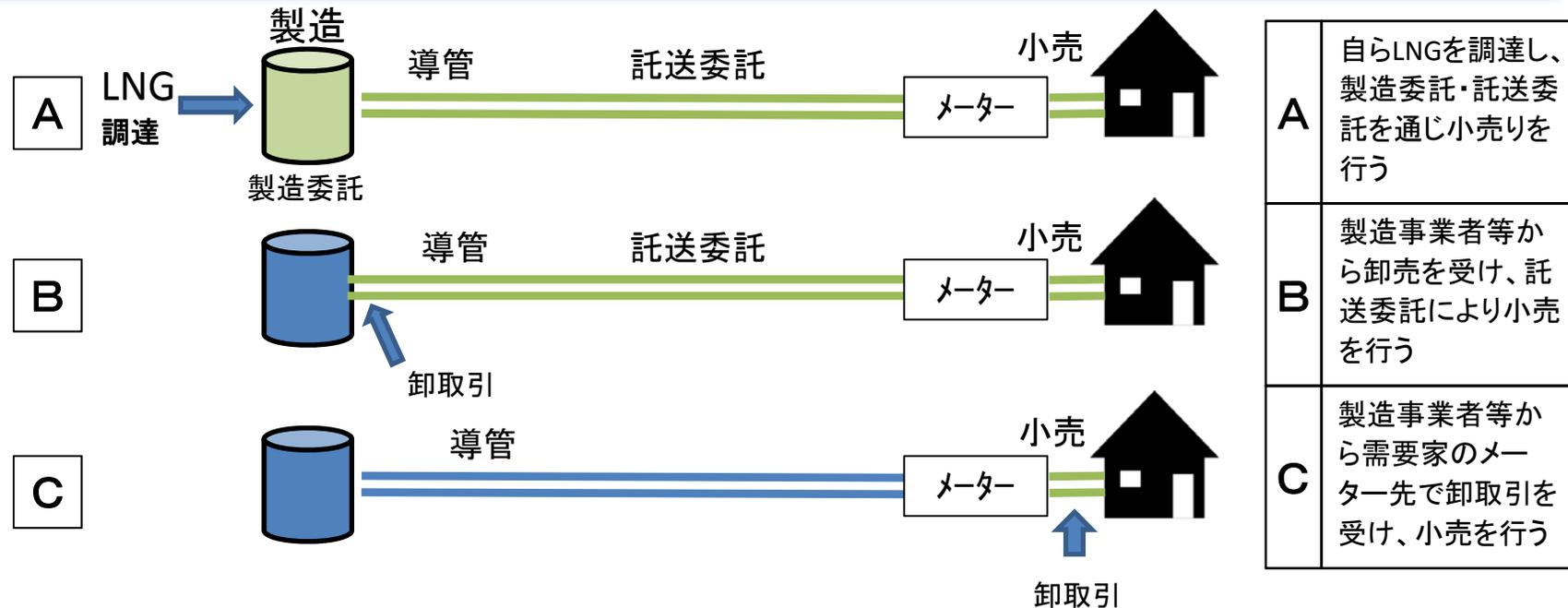
はじめに

LPガス販売事業者によるガス小売事業への参入形態



① 切替え	都市ガス事業者の 需要家を切替え
② 転換	LPガスの需要家 を都市ガスへ燃料 転換
③ 新規	新規に建設される 住宅・工場等に都 市ガスを供給

1. 卸取引の選択肢拡大に向けた環境整備について



- LPガス事業者にとっては、卸供給元の選択肢が限られている場合が多く、特に卸供給元が1社に限られる調達環境の下では、価格等の交渉力が極めて弱くなります。
- 公平に競争に参加できる様、卸取引市場の設置又は卸価格の調査・公表を実施するようお願いいたします。
- また、政令で定める電力・ガス取引監視等委員会によるあっせん・仲裁の中に当該卸売価格に関する項目を掲げるようお願いいたします。

2. 託送料の算定方法について

- 託送料も卸価格と同様、小売料金設定の重要な要因であります。

従いまして、小口需要家向け託送料算定の基礎となる項目(内容)並びにその算定基準についての策定にあたっては、可能な限り託送料が低廉化されるようお願いいたします。

3. ガス小売事業に関する“管理体制”について

都市ガス業界は、不断の努力により消費者との信頼関係を築いてこられました。

今後ともこれを維持していくために、新規参入する小売事業者も販売業務に関して下記のような「販売業務管理規程」を策定し、自主管理体制を構築することが望ましいと考えております。

- ① 販売業務を監督する責任者の選任
- ② 契約内容の説明方法
- ③ 消費者からの相談・苦情に対する対応方法
- ④ 従業員に対する教育・研修 等々

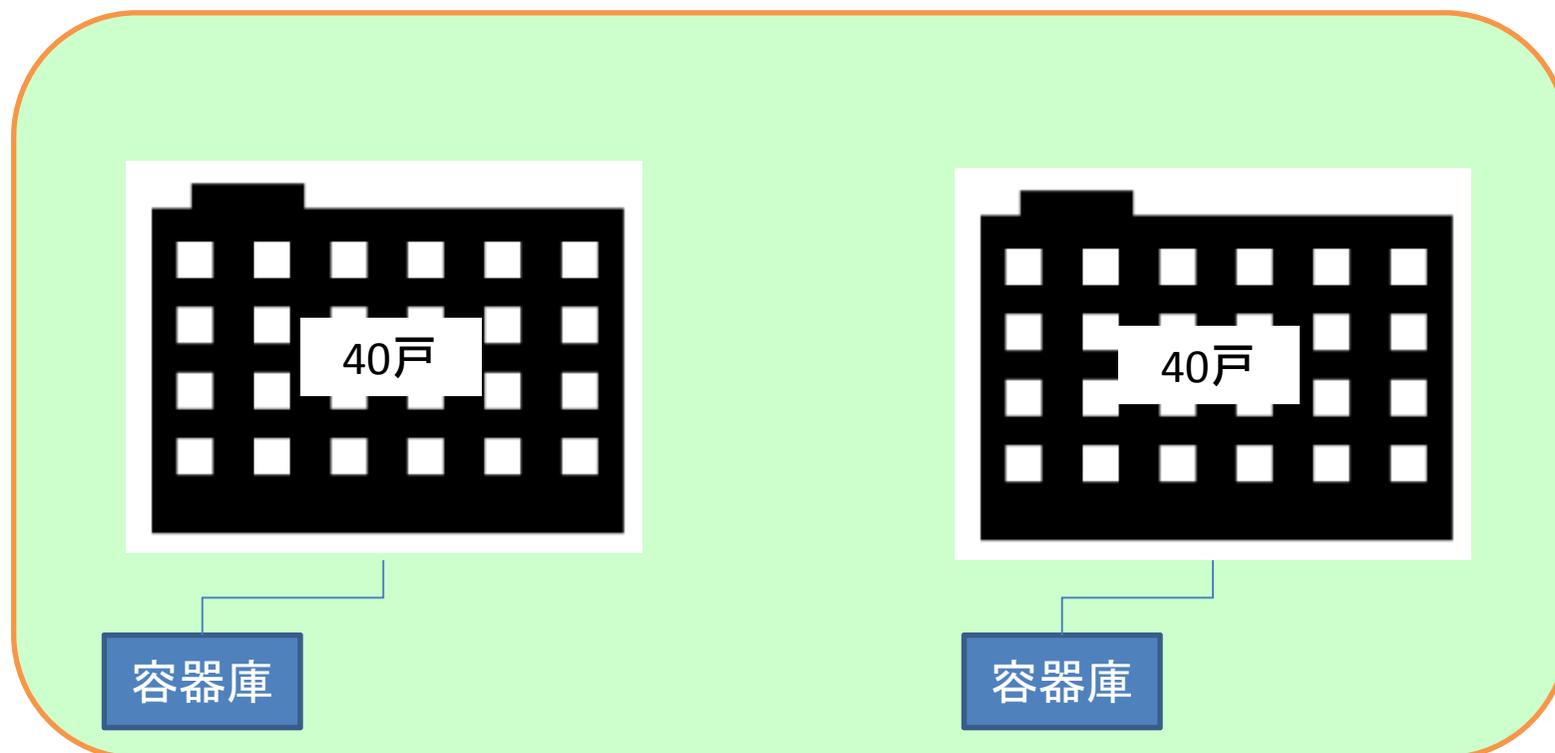
LPガス販売における販売管理体制について

業務主任者の職務(液石法第20条)

- 1、指定登録事項変更時の届出の監督
- 2、14条書面の作成及び作成指導
- 3、販売の方法が液石法の基準に適合されるように監督
- 4、貯蔵施設が液石法の基準に適合されるように監督
- 5、供給設備が液石法の基準に適合されるように監督
- 6、保安教育の計画立案、実施又はその監督
- 7、保安業務の実施及びその結果の確認
- 8、貯蔵施設又は特定供給設備の監督(無許可変更等)
- 9、充てん設備(民生用パルクローリー)の監督(無許可変更等)
- 10、帳簿の記載及び報告の内容について監督

4. 法第2条の「一の団地」の解釈について

法改正後において、いわゆる簡易ガス事業における「一の団地」の解釈については、一つの導管で繋がっているなど、消費者及び事業者が理解しやすいものとするようお願いいたします。



5. 自由競争業種としての経験

(1) 紹介業者(ブローカー)について

関東地方を中心に一部の販売事業者が紹介業者を利用して他社から顧客を切り替えています。その際、消費者との間で契約トラブルを多発させる紹介業者と販売事業者がいます。

(2) 貸付配管・貸付機器について

家賃や分譲価格を低く見せたい建設・不動産業者からの要請で、LPガス販売事業者の負担で配管工事及びガス機器等を設置し需要家に貸付けて、月々のガス料金で需要家から回収することが恒常化しています。

電力・都市ガスの小売業界において、このような行き過ぎた商行為が広がらないよう関係省庁と調整をお願いいたします。